

第 94 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 28 年 1 月 21 日（木）9:57～10:51

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、清原委員、西郷委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 81 号の答申「社会生活基本調査の変更について」
- (2) 諮問第 82 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」
- (3) 諮問第 83 号の答申「工業統計調査の変更について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、皆様、もうおそろいですので、ただ今から第94回統計委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日用意されている資料について事務局から簡単に説明をお願いします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

本日は、答申が 3 件、部会の審議状況の報告が 2 件あります。

まず、「社会生活基本調査の変更について」の答申、2番目に「国民生活基礎調査の変更について」の答申、最後に「工業統計調査の変更について」の答申がなされる予定です。資料はそれぞれ資料1、資料2、資料3となります。

その後、部会報告として、「学校基本調査・学校教員統計調査の変更について」の報告、それから「商業動態統計調査の変更について」の報告があります。資料はそれぞれ資料4、資料5となります。

以上です。

○西村委員長 それでは、最初の議事です。

人口・社会統計部会において審議されています諮問第81号「社会生活基本調査の変更について」の答申案について、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 それでは、よろしく願いいたします。

諮問第81号「社会生活基本調査の変更について」の答申案について報告いたします。資料1を御覧ください。

社会生活基本調査の変更については、昨年10月開催の統計委員会での諮問以降、計3回の部会審議を行い、12月22日に開催した3回目の部会において、本日報告いたします答申案を取りまとめたところです。なお、3回目の部会の議事概要は、資料1の15ページ以降に参考資料1として添付しておりますので、後ほど御参照ください。

それでは、資料1の答申案の内容について報告いたします。本日は、12月の委員会で部会報告として既に説明した点は省略し、前回委員会以降に開催した3回目の部会で重点的に議論した部分や意見を付した部分を中心に御説明いたします。

まず、1ページの「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」についてです。結論として、今回の社会生活基本調査については計画の変更を承認して差し支えないとしております。ただし、これから説明いたします「(2) 理由等」で指摘した事項については計画の修正が必要であるとしております。

続いて、「(2) 理由等」について説明いたします。7ページの「(ク) 『スマートフォン、パソコンなどの使用状況』の追加」についてです。これにつきましては、12月の委員会では適当と判断した旨を報告いたしました。8ページの図10のとおり「交際・つきあい・コミュニケーション」の対象の区分のうち「友人・知人」については、報告者が回答するに当たり紛れが生じないように、実際に会ったことのない人はこれに含まないことを調査票上にも明記する必要があると指摘しております。

次に、9ページから10ページの「(コ) 『在学・在園の状況』の変更」についてです。

10ページの図13を御覧ください。本調査事項では、保育所や幼稚園などに在園している子供について、ふだんの在園時間を把握することを計画しておりますが、その区分のうち「12時間以上」については、他の統計調査の結果等に鑑みますと、当該区分の回答数が少数にとどまる可能性も考えられることから、「8～11時間」及び「12時間以上」の区分を

それぞれ「8～10時間」及び「11時間以上」に修正する必要があると指摘しております。

次に、13ページの「統計委員会諮問第28号の答申で示された『今後の課題』への対応状況」についてです。本調査については、前回の答申における「今後の課題」において、調査環境の変化に的確に対応しつつ、調査の円滑な実施を確保するため、調査票の提出方法の多様化について検討を行う必要があると指摘されたところです。

これについて調査実施者は、前回調査でオンラインによる報告を導入した調査票Bだけでなく、調査票Aを含めた全ての報告者を対象にオンライン調査を導入することとしています。また、調査実施者は、封入又は郵送による調査票の提出方法の導入についても検討を行いましたが、前回調査においてやむを得ない事情から封入又は郵送により提出された調査票の記入状況を確認したところ、これらの調査票の都道府県での補筆割合は、封筒の封がされずに調査員が回収した調査票の約2倍となっているほか、補筆修正ができず集計から除外された調査票の割合も2～3倍となっており、調査結果の正確性の確保の観点から、封入又は郵送による調査票の提出方法を全面的に導入することは困難としております。

これらの調査実施者の対応のうち、全ての報告者を対象にオンライン調査を拡大し、調査員又はオンラインによる提出方法を原則とすることは、前回答申における指摘への対応として適当と判断いたしました。また、封入提出や郵送提出でなければ調査票が回収できない場合等に限り、これらの提出方法を認めることはやむを得ないものと判断しております。

次に、同じく13ページの「第Ⅱ期基本計画における指摘事項への対応状況」についてです。本調査については、第Ⅱ期基本計画において、欧州統計家会議による「生活時間調査に関するガイドライン」の内容を精査し、本調査の調査計画の検討に活用することとされているところです。この指摘への調査実施者の対応状況について、部会において確認したところ、①本調査の調査計画は、当該ガイドラインの勧告におおむね対応したものであること、②当該ガイドラインに勧告として掲げられている事項のうち、主観的幸福感の指標の把握については本調査で対応していませんが、その把握については我が国においても様々な意見があるところであり、慎重に検討すべきと考えられることから、第Ⅱ期基本計画における指摘への対応は適当であると判断いたしました。

最後に、14ページの「4 今後の課題」についてです。本調査におけるオンライン調査は政府統計共同利用システムを利用することとしていますが、現時点では、当該システムがスマートフォンやタブレット等による回答に対応していないことなどから、今回の調査ではこれらの情報通信機器による回答に対応できないことはやむを得ないものと判断したところです。しかしながら、報告者の利便性の向上を図り、オンライン調査の更なる利用を促進する観点から、今後の政府統計共同利用システムの改修状況等も勘案しつつ、平成33年に実施される次回調査に向けては、スマートフォンやタブレット等による回答も可能となるよう検討するとともに、その検討に当たっては、今回のオンライン調査の結果についての検証結果も踏まえ対応することが必要と指摘をしております。

社会生活基本調査の変更についての答申案の御報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明についての御質問あるいは御意見等ありますでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。

「社会生活基本調査の変更について」の本委員会の答申は資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村委員長 それでは、資料1によって総務大臣に対して答申いたします。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

人口・社会統計部会において審議されています諮問第82号「国民生活基礎調査の変更について」の答申案につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明をお願いします。

○白波瀬委員 よろしくお願いたします。

諮問第82号の答申「国民生活基礎調査の変更について」の答申案について報告いたします。資料2を御覧ください。

国民生活基礎調査の変更については、昨年10月開催の統計委員会での諮問以降、計5回の部会審議を行い、今週18日に開催した5回目の部会において、本日報告いたします答申案を取りまとめたところです。なお、この関係で、2回目から4回目までの部会の議事概要は29ページ以降に参考資料2として添付しておりますので、後ほど御覧ください。

それでは、資料2の答申案の内容について報告いたします。本日は、12月の統計委員会で部会報告として既に説明した点は省略させていただくなど、ポイントを絞って説明いたします。

まず、1ページの「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」についてです。結論として、今回の国民生活基礎調査については計画の変更を承認して差し支えないとしております。ただし、「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要であるとしております。

続いて、「(2) 理由等」についてです。今回の調査事項の変更のうち、部会審議を踏まえ、比較的大きな修正のあった事項について説明いたします。

6ページの「(カ) 『がん検診の状況』の変更」についてです。これにつきましては、部会において、がん政策上、より必要かつ重要なのは、どこからのお知らせで受診したかというよりも、どこが実施した検診を受診したかのデータであるといった意見があったことを踏まえ、6ページの下のただし書のところですが、調査事項を修正する必要があることを指摘しています。

具体的には、7ページの図7の変更案では、どこからのお知らせで検診を受けたかを把

握する計画でしたが、8ページの図8のとおり、市町村が実施した検診など、どこが実施した検診を受けたかを把握する形に修正することを指摘しています。また、図9のところですが、過去2年間における子宮がん（子宮頸がん）検診及び乳がん検診の受診状況にかかわる調査事項についても同様の修正を行うことを指摘しています。

次に、15ページの「2 統計委員会諮問第45号の答申における『今後の課題』への対応状況について」です。本調査の前回答申における「今後の課題」は3点ありますが、このうち16ページからの「（3）非標本誤差の縮小等に向けた取組について」の説明をいたします。

本項目は「ア 調査結果の推計等における課題・問題に対する取組について」と、18ページからの「イ 回収率の向上に向けた取組について」の二つから整理されております。

まず、16ページの「ア 調査結果の推計等における課題・問題に対する取組について」です。厚生労働省から、有識者による研究会の研究結果について改めて報告がなされました。具体的には、傾向スコアによる方法での調査対象世帯全体の総所得の補正や、平成22年の国勢調査結果と本調査結果（推計値）について、単独世帯のかい離が大きいことを踏まえた世帯票の推計方法の検証結果について報告があり、いずれも一つの案をもって直ちに採用したり改善を図ることは困難であるとしています。

しかしながら、厚生労働省は、部会審議を踏まえた取組方針として工程表を作成しまして、今後引き続き所要の取組を行うこととしております。

27ページの参考資料1を御覧ください。これは、厚生労働省が作成した「非標本誤差の縮小等に係る今後の検討・検証の工程表」のイメージです。これによると、第1の検討として国勢調査と本調査の原データレベルでの比較・検証を、また第2の検討として推計方法等の検証・検討を、今後、平成29年度末を目途とする取りまとめに向けて取組を開始することとしております。

また、下段の第2の検討ですけれども、平成29年5月を目途に新たな研究会等を立ち上げて、有識者による専門的な観点からの検討・検証も行うこととしております。

答申案の16ページにお戻りください。下のところです。厚生労働省がこのように工程表を作成し、本調査及び国勢調査の世帯属性等の比較・検証や本調査の推計方法等の改善に向けた検討を行うこととしていること、情報提供の充実を図ろうとしていることから、これらについては一定程度評価した上で、①から③の三点について具体的な取組を求めています。

これについては20ページの「今後の課題」とも関連しますので、そこで改めて説明いたします。

次に、18ページの「イ 回収率の向上に向けた取組について」です。厚生労働省では、非標本誤差の縮小を図るため、平成29年以降の本調査の簡易調査の実施に合わせて、面接不能世帯を対象に郵送回収の導入に向けて試行的な検証を検討しています。

また、19ページの第2の paragraph のところですが、厚生労働省は郵送回収の導入によ

る更なる回収率の向上を図るため、今後、欠票情報の更なる把握など、①から④について検討していくこととしています。このような取組は、回収率の向上を通して非標本誤差の縮小を図ろうとするものであり、本課題の対応として一定程度評価できるものとしております。

一方で、郵送回収した調査票の記入内容の正確性が担保されないのではないかとといった懸念もあることから、実効性のある取組について十分に検討した上で実施することを求めています。

次に、19ページの「3 『公的統計の整備に関する基本的な計画』における指摘事項への対応状況について」です。第Ⅱ期基本計画においては、前回答申も踏まえて、所得票及び貯蓄票の調査結果において都道府県別表章が可能となるように標本規模を拡大することについて指摘されております。この関係では、昨年12月の統計委員会でも報告しておりますので、詳細な説明は省略いたしますが、厚生労働省は、所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大は報告者数及び調査員数ともに大幅に増加する必要があり、調査員の量的かつ質的な確保が困難であることや、現在の予算事情を考慮すると難しい状況であることとしております。

20ページの第2パラグラフのところで「調査実施者の結論は、現時点では昨今の限られた統計リソース等を踏まえるとやむを得ないものと考えられる」と整理していますが、「しかしながら」として、所得データの重要性に鑑み、所得に関する情報の精度の確保・向上とともに、統計リソースを効果的かつ有効に活用していく観点からも、調査業務全体の効率化や調査方法の改善を図ることを優先して検討することを求めています。

答申案の最後は「4 今後の課題」についてです。今後の課題は大きく三点あります。

まず、一点目が「(1) 本調査における非標本誤差の縮小に向けた更なる取組について」です。この関係では、厚生労働省に三つの取組を求めています。

一つ目が「ア 本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較検証」です。本調査は、国勢調査の調査区から調査対象の地区を抽出の上、さらに、調査時点において改めて準備調査を行って世帯名簿を作成しており、本調査の準備調査結果と国勢調査のかい離の程度や傾向について、世帯属性や年齢構成等の比較・検討を行い、本調査が実施する対象の実態を正確に把握する必要があると指摘しています。

具体的には、平成22年国勢調査と、平成22年の本調査及び平成22年国勢調査を使って抽出した平成25年の本調査とを原データレベルで準備調査結果などについて比較・検証を行うことを求めています。

二つ目が「イ 本調査結果及び国勢調査結果の分布に係る乖離の縮小に向けた検討」です。国勢調査の分布である母分布と本調査結果、いわゆる推計値の分布とを比較すると若年層や単独世帯に係る世帯数の分布においてかい離が認められるため、厚生労働省は現行の推計方法の妥当性ととも、更なる精度向上等を図る観点から推計方法の見直しについて検討する必要があると指摘しています。

三つ目が、21ページの「ウ 回収率の向上に向けた調査方法の検討」です。非標本誤差の縮小を図るため、平成29年以降の本調査の簡易調査の実施時に合わせて面接不能世帯を対象とした郵送回収の試行的な検証を検討していますが、その実施を通じて、現在、回収率が低く、非標本誤差の原因ともなっている若年層や単身世帯等における回収状況について十分検証する必要があると指摘しています。

二点目が「(2) 調査業務の効率化のための検討について」です。本調査の調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全体の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する必要がある、また、この検討に当たっては、所得に係る情報の精度の確保・向上に十分留意することが必要であると指摘しています。

三点目が「(3) 本調査の調査設計等に関する情報提供の充実について」です。厚生労働省のウェブページ上に現在掲載されている情報について、統計利用者等の利便性の観点から改善を図る必要があると指摘しています。

22ページですが、これらの情報は、本調査結果に対する信頼性を確保する観点からも、本調査が集落抽出法という特徴的な標本設計により実施されていることを踏まえ、抽出方法など、以下①から⑤の事項について、詳細かつ国民にとって分かりやすく公表・提供を行う必要があると指摘しています。

最後に、41ページに参考資料3として添付しております「公的統計の質の確保と向上に向けた環境整備に関するメモ」を御覧ください。今回の部会における審議の中で議論のあった事項のうち、答申案には記載していないものの、部会長として一言意見を申し述べたいと思いメモを作成いたしました。最後にこれを読み上げいたします。

「公的統計の質の確保と向上に向けた環境整備に関するメモ

1 質の高い公的統計を作成・提供するためのインフラ整備

公的統計は、国民の生活向上に向けた様々な政策を立案し、また評価、検討する上の重要な基礎資料である。正しく実態を反映する統計データをもってしてはじめて、適切な諸政策を運営・展開することができる。国民にとってのよりよい生活を保証するには、正確な実態とそこにある問題の把握が不可欠である。さらには、政策立案者や実務家、有識者、なによりも国民から公的統計への関心や期待は高まっており、これらに応えるためには調査結果の平均値表示に留まることなく、最も基礎的かつ重要な分布情報も盛り込んだ、精緻で質の高い結果説明が求められる。それに伴い、統計を取り扱う際に求められる専門知識も増え、統計分野の高度な人材の養成・確保へのニーズも高まっている。一方、現実には、統計の作成・提供に必要な予算及び人員が不十分であり、求められる統計の質を十分に確保できる体制にない状況が、どの府省も共通に認められる。

また、調査現場では、調査に係る調査員が高齢化し、熟練度の高い調査員の確保が年々難しくなる等、深刻な問題に直面しており、調査環境の厳しさが示されている。

このような中で、質の高い公的統計を継続して作成し、有効活用するためには、高度な統計知識を有し公的統計を企画・立案・実施する人材とともに、調査現場で円滑に調査

を実施するような調査員を育成・確保し、公的統計の環境をこれ以上劣化させないインフラの整備を実現するための財源が不可欠である。予算と人の確保が、日本の統計行政の将来を左右する。

2 公的統計の質向上に向けた府省横断的な検討の場の確保と各府省での取組の実施

統計調査はそれぞれの目的に沿って、調査対象や調査項目が設定されているが、当該調査が想定する母集団分布への代表性を高めるための努力は惜しむべきではない。しかし、今回、「国民生活基礎調査」の変更に関わる部会審議を進める中、特定の統計調査を越えた、公的統計調査の質の確保と向上という観点から、府省横断的な共通課題がみえてきた。例えば、非標本誤差の縮小や集計値の補正などがある。そこで、特定の統計調査を実施する各府省固有の問題を明らかにし、その対応策を十分検討した上で、個別課題を提示して共有し、議論するための府省横断的な検討の場を確保する必要がある。

また、府省横断的な検討の場での議論の具体的な効果を具現化するために、各府省が実際にそこでの検討を個別の調査でどう活用し、具体的な改善の取組を進めているかを、統計委員会にて報告・提示する必要がある。このような一連の検討を統計委員会と共有することで、府省横断的な検討の場が有機的に機能し、我が国の公的統計全体の質的向上を図っていく上で実質的な役割を担うことができる。

以上、報告します。」

以上で私からの説明を終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明についての御質問、それから先ほどの部会長メモについての御質問、御意見でも結構ですので、お願いいたします。

北村委員。

○北村委員 「今後の課題」のところでも議論していただいたのですが、この調査で実施されている集落抽出法というのはかなり特徴的なものだと思うのですが、これは歴史的にこういう抽出方法でやられてきていろいろな経緯があると思われるのですが、今後、その集落抽出法という枠の中で抽出方法や調査方法の改善を図ってもらうという話なのか、それともそれも含めて検討してもらいたいのか、どういう議論になったのでしょうか。

○白波瀬委員 現実的に考えますと、段階的ということはあるのですが、集落抽出法そのものを検証することにつきましては現時点では難しい。また、歴史的にも意味があってこの選択をとっているということがありますので、ここの一連の答申もありましたように、基本的な枠組みについては大きく変えることなく、ただ、それに安住することなく検討し、もしそこでかなり基本的な根幹的な問題があれば、もちろん集落抽出法そのものも見直す必要があるかとは思いますが、現時点ではその強い必要性は明記しておりませんし、そこまでは検討しておりません。

○西村委員長 どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

川崎委員。

○川崎委員 この審議、時間もかけられてかなり深い議論をされたということで、部会長を始め、皆様が御苦労なされたのがよく分かります。よい議論をしていただいたと思います。それを高く評価いたしたいと思います。

実は私が一番興味あるのは情報の提供です。16ページ辺りにも書いてありますけれども、更に情報提供をやっていくようにということです。厚生労働省の今後についてお願いや疑問、質問ということになります。例えば、岩崎教授を部会長とした研究会の報告ですが、実は私はこういったものがあることを知らなかったのです。せっかくこういう良いものがあるならば、今後、是非ウェブサイトに掲載していただくなど公開していただけたらと思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。今後の情報提供の改善として、調査結果あるいは調査方法の解説だけではなく、こういう研究をされているならば、是非それも提供していただいたら今後に役立つと思うのですが、どのように受けとめておられるのでしょうか。

○西村委員長 白波瀬委員。

○白波瀬委員 本部会でも、この点につきましては、内容自体は非常に専門的ではありませんけれども、日本の第一線の研究者を集めた、かなり中身のある研究なので、それを含めてできるだけ情報公開するというのは、岩崎研究会についてもかなり言及もされましたし、それができるだけ継続して、なおかつ、こういう状況があることを国民に発するためにも、その重要な研究会等もできるだけ公表というのは議論いたしました。それも要求した次第です。

○西村委員長 いかがでしょうか。

今の二点とも、実は国民生活基礎調査だけではなくて、公的統計全体に横断的に影響します。横断的な審議は、今のところ、法人企業統計と毎月勤労統計と家計統計について行う形にはなっていますが、そういう形で限定することなく、重要なものであれば横断的課題として取り上げていきたいと考えております。

今の二点も非常に重要な点で、そのように考えていきたいと思います。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

国民生活基礎調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村委員長 それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

産業統計部会において審議されています諮問第83号「工業統計調査の変更について」の答申案につきまして、産業統計部会の川崎部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 それでは、御説明いたします。資料3の諮問第83号の答申「工業統計調査の変更について（案）」に沿って説明いたします。

工業統計調査の変更につきましては、昨年10月にこの委員会に諮問されて、その後、4回ほど部会審議を行いました。そして、去る1月12日に最後の部会を開催して結論を取りまとめて、本日報告する次第です。

まず、全体的な結論ですが、1ページ目の一番上のところに「承認の適否」と書いています。ここで御覧いただけますように、全体については、変更を承認して差し支えないという結論です。ただし、「(2)理由等」で指摘した幾つかの事項については計画の修正が必要であると整理しております。

これまでもその内訳については、この委員会で御報告いたしております。これを全部整理したものを事務局で31ページ目に一覧表として作っておりますので、これに沿ってできるだけ簡潔に説明いたします。これは本文の中から抜粋した形ですので、これで大体御覧いただけるかと思えます。

大きな分野と変更内容が左の欄に設けられており、答申案の概要を右の欄に設けております。この中で「◆」ゴシック体で書かれている部分が、経済産業省の案に対して特に意見を付した部分で、全部で四点ほどあります。

一つは、上から見ますと、労働者区分の名称・定義の一部変更の部分です。それから、その下にあります臨時雇用者の男女別内訳を削除する件については、引き続き把握していただくよう指摘しております。それから、その下の⑥の製造品在庫額です。これは削除という案でしたけれども、これも引き続き把握していただくことを指摘しております。最後は、一番下に、その他として、オンライン調査の推進ということで今後の課題として指摘しております。

適当と整理したものについては説明を省略させていただき、変更の点で特に重たいものにつきまして申し上げます。

全体の資料の2ページ目に戻っていただきたいのですが、労働者区分の変更のところは多少複雑な要素がありますので、ここを申し上げたいと思えます。

労働者の中でも、常用雇用者・臨時雇用者という内訳がありますが、この中の臨時雇用者の把握についてです。下の図1にありますように、左側が経済センサスで把握している基準です。右が工業統計の基準です。これで御覧いただきますとおり、臨時雇用者の扱いが若干違っております。臨時雇用者の中でも、1か月未満の期間で受け入れている者は、工業統計では含むけれども、経済センサスでは含んでいない。もう一点は、一番下の注釈にありますけれども、直接雇用の項目には送出者を含むのが経済センサスですが、工業統計では含んでいないというような違いがあります。

実は、これは数字にすれば非常に微妙な違いのようで、経済センサスに合わせるべきかどうかという議論がありました。一方で、現在、政府内でのガイドラインとしては、経済センサスを基準に合わせていこうという流れがあります。他方、これはこれまでの経緯も

あるので、このままで行ってはどうかという議論もありました。

この部会の中でいろいろ議論したのですが、時間的な制約も若干あり、完全な結論に至ることができませんでした。そこで、これは3ページ目の上の方のパラグラフに書いていますが、経済センサスを軸とした産業関連統計の体系的整備の観点から、特段の支障のない限りは経済センサスに合わせることを望ましいということです。今申し上げたような時間的な制約から、もう少し検討していただいて、この調査の実施の29年の時期までにこの相違の解消について検討し、可能な範囲で措置していただくということを指摘させていただいております。

当然のことですが、これを経済センサスに合わせる場合はそれで結構ですが、合わせない場合であっても、きちんと、なぜ合わせないことが合理的かということの御説明が必要という意味で、この方向でということをお願いしております。

もう一点ですけれども、31ページの表に戻っていただきますと、一番下のオンライン利用の関係になります。この工業統計調査は毎年繰り返されるということですので、調査対象者の慣れもかなりあるかと思えます。その意味で、オンライン利用率の向上の余地はまだあると考えておりますので、更なる推進の取組の必要性を指摘することとさせていただいております。

以上、全体として、今回の諮問の中での一番大きな案件でありました調査期日の変更。従来は12月31日でしたけれども、これを翌年の6月1日に変更するという。これを中心として、大筋では適当と整理させていただいたということです。

以上です。

○西村委員長 それでは、答申案の御説明についての御質問あるいは御意見等がありますでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。

この工業統計調査につきましての御検討を、川崎部会長を中心に産業統計部会でしていただいて、この答申案については異議がありません。その上で少し意見を申し上げます。

実は、この工業統計調査につきましては、市区町村で登録調査員の皆様に調査をしていただいているのが基本です。資料3の1ページの「調査期日の変更」のところにも、③として「地方公共団体や統計調査員による実査事務負担の軽減」ということを変更の理由に置きながら御検討いただいたことに感謝をしております。

その上で、三鷹市の場合には、現状、いわゆる国勢調査と違い、工業統計調査について登録調査員の負担がそんなに極端にあるわけではないのですが、このような調査をさせていただくことで、地元の事業所の皆様との信頼関係などもできています。したがって、今回の変更の趣旨については市区町村と密接な連携をとっていただいて、その変更の趣旨等について丁寧に説明していただければありがたいと思います。

二点目に申し上げます。オンライン調査についてです。この資料3の7ページの「3

オンライン調査の推進」の中段に現状について書かれております。「一方、現状では、本調査におけるオンラインによる回収率が約1%にとどまっていること、本調査が年次の全数調査であり、同一報告者に対し反復継続的に実施されていることなどを考慮すれば、オンライン利用率の向上を図る余地はあるものと認められる」ということです。部会長もおっしゃいましたけれども、調査員の負担云々ではなくて、実質的な統計の目的を果たすためにも、反復的な調査については、できる限りオンラインで確実に調査ができればと考えております。しかし、実際には1%にとどまっているというところに現れておりますように、これだけインターネット等が普及しても、やはり小規模事業者の場合にはオンライン調査になかなか対応していただけないというのが現状です。

先に議決された社会生活基本調査においても、国民生活基礎調査においても、オンライン調査が重要な課題として共通に指摘されています。工業統計調査につきましても、事業者において、これから法人番号を中心とした申告納税の過程においても、こうしたオンラインでの取組が普及していくものと思われますので、調査においてもそうした風土が醸成されますように、是非工業統計調査の関係者の意識啓発、情報提供、このオンライン調査の利便性の理解の促進といいたしでしょうか、そういうことについて進めていただければありがたいと思います。

市区町村、自治体としてもそのような取組と連携して、より統計調査の精度の向上に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。今の二点は十分に実査当局が取り組んでいくという形でまとめさせていただきたいと思っております。特に、きちんとした情報提供、二番目のオンラインに関しては、今度は実施される側に対する働きかけ、しかも、継続的な強い働きかけをしていくということについて経済産業省側にきちんとした対応をしていただくことが、統計委員会の基本的な考え方であるということをお伝えしたいと思っております。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

工業統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村委員長 それでは、資料3によって総務大臣に対して答申いたします。

産業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

次の議題に移ります。

人口・社会統計部会に付託されている学校基本調査・学校教員統計調査の変更の審議状況につきまして、白波瀬部会長から御報告をお願いします。

○白波瀬委員 よろしく願いいたします。

人口・社会統計部会の審議状況のうち、学校基本調査及び学校教員統計調査の変更につ

いて報告いたします。

資料4を御覧ください。

審議状況報告は資料の1ページから3ページまで、部会における審議のスケジュール全体については参考資料として4ページに付けております。また、1回目の部会の議事概要が参考2として配布されておりますので、御参照ください。

学校基本調査及び学校教員統計調査の変更に係る部会審議は、これまで計2回、先月12月24日に第1回、今月1月18日に第2回の部会を開催いたしました。18日開催の第2回部会までで審議を終了し、現在、答申案について文言等を最終的に調整中です。本日は、主に第1回部会審議の状況につき御報告いたします。

第1回の部会では、学校基本調査及び学校教員統計調査の変更事項について審議いたしました。今回の変更事項は、主に義務教育学校や幼保連携型認定こども園制度の創設に伴うもので、調査票の新設などを行うものです。これらについてはいずれも適当であると判断しております。

新たな調査項目の設定についても一点紹介いたします。1ページに載っておりますけれども、今回、二部授業、いわゆる夜間中学校の実態把握を行うための調査事項を新たに設けております。これ自体は、近年、その取組に注目が集まっており、適当であると判断いたしました。併せて、二部授業の生徒に対しても、通常の中学校と同様、卒業後の進路につき把握すべきとの意見が出されました。

これにつきましては、二部授業の生徒の卒業年齢が幅広いこと、つまり、卒業後の進路は15歳時点で把握しておりますので、現在の質問項目の枠組みを大きく変える必要があること、また、ほかの業務統計で把握しているということから、本調査で行わないということは適当と判断いたしております。

また、両調査につき、利用者の利便性の向上に資する観点から、インターネットにおける情報提供について更なる工夫・改善へ向けて取り組む必要性が確認されたところであり、この点については今後の課題として指摘したいと考えております。

部会の審議の様子の御報告は、以上です。

最後に、今後の予定ですけれども、第2回部会において基本的に了承された答申案について、部会で指摘を受けた点の修正等、所定の手続を経て、2月16日に開催予定の統計委員会において報告する予定としております。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

引き続き、今、御指摘いただいた点も踏まえて、人口・社会統計部会について御審議いただきますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、次の議題に移ります。

サービス統計・企業統計部会に付託されている商業動態統計調査の審議状況について西郷部会長から御報告をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告いたします。

資料の番号は5になります。「サービス統計・企業統計部会の審議状況について」とあります。最初に、表の形で審議の内容が分かりやすくなるように整理しており、その中の1つの論点に関しては詳細な情報が必要だということで、別紙のとおり整理しております。

昨年12月21日に第1回部会を開催したわけですが、内容は、経済産業省が実施しております商業動態統計調査、略して商動に関して、一部なのですが、郵送及びオンライン調査の実査・集計業務を民間委託するという内容についての審議です。

商業動態統計調査というのは、対象によっていろいろな調査があるのですが、その中の丙・丁と呼ばれている調査に関して民間事業者に、調査票の配布、回収、督促、審査、疑義照会、それと集計にかかわる業務を、委託するということです。

第1回部会で審議がかなり進み、答申はこれから作成するわけですが、今の時点では変更に関しては適当と整理いたしております。

その表の審議の状況のところには五つ論点が掲げられておまして、なぜ適当と整理したのかという理由が書いてあります。

一点目に、この集計業務を民間委託することによって、経済産業省のリソースを、例えば調査の企画、設計といったところに集中できるということ。

二点目は、民間事業者を活用することによって民間事業者の機動的な対応ができるだろうということ。

三点目は、そのように政府統計の業務を民間事業者に委託することによって民間事業者の育成が期待できるということ。

四点目は、民間委託なのですが、対象としている事業所の数がそれほど多くないということもあって、たとえその調査系統を変更したとしても、その影響というのは限定的であるということ。

五点目が、そうはいつでも、結果精度等が大きく損なわれることがあってはいけないので、そういった観点から、民間事業者を選定するときの基準がどのようになっているかということを確認します。

具体的には、別紙にありますけれども、大きく分けると四点あります。結果精度の維持・向上がどのようにして図られるのか、それから報告者の秘密保護がどのように図られるのか、信頼性がどのように確保されるか、最後に、ある意味では一番重要なところですが、民間事業者の実力というのがどのように確認できるのか、その確認の方法についてチェックをする、これら四つの観点から、結果精度の維持、あわよくば向上ということもきちんと図られるだろうということから適当と判断いたしました。

また、資料の1ページ目に戻っていただき、その他の論点として、前回の答申における「今後の課題」で、それまで既存店に関して特別に表章していたのですが、前回の議論によってそれを取りやめています。その取りやめた理由というのが、業界団体の統計で、その既存店に関しての情報が提供されるからですが、それに関しては、継続的にその業界団

体の情報が提供されるという点を確認してくださいというのが前回の答申を議論したときの「今後の課題」であったわけですが、今回、その点について確認していただいて、これまでどおり業界団体の統計がきちんと提供されるということが確認されたということです。

あとは、その他ですけれども、オンライン調査の促進に関して、利用率は比較的高い方だと思うのですが、これからも更に利用率が高まるような取組をしていただけるということで、これも適当としております。

部会の議論の中で、今回の答申と直接はかかわらないのですけれども、その表の下のところを書いてありますとおり、どの業務を民間委託して、どの業務を本省で集中的に行うのかという見通しに関して、個別の統計でばらばらに対応するのではなくて、全体として、公的統計、あるいは政府の全体の方針というか、ビジョンというものがあって民間委託や何かのことが議論されるべきなのではないかという意見が出されました。それに関しては、私が今回その審議状況について報告するときに、この統計委員会で申し上げますというように受け取りましたので、今ここでそのような意見があったということを述べさせていただきます。

今後の予定ですけれども、2月1日に第2回部会を開催いたしまして、答申案について審議する予定です。

答申にかかわる部分での部会の審議は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

「単に民間委託による業務の効率化だけを目的とするのではなく、職員が直接行う業務の集中化・重点化について、政府全体としての整備が必要」という点は非常に重要な点ですので、どういう場でもう一度きちんと議論するかということはこれから検討いたしますが、前回も大きな議論がありましたように、この点については我々統計委員会としてもきちんと考えていかなければいけないと考えています。

それでは、今、御指摘いただいた点も踏まえて、サービス統計・企業統計部会について引き続き御審議いただきますようお願いいたします。

本日用意いたしました議題は以上です。

最後に、次回の日程等について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は2月16日（火）10時から、中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室で開催する予定ですが、案件が多いため、開催時間を早める可能性もあります。詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第94回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 引き続き、基本計画部会を開催いたしますので、御出席いただきますようお願いいたします。